

～医療機関を受診したとき～

受診した際の医療費に対して **医療給付金** が給付されます！

風邪を
ひいて
受診

自転車で
転んでケガ。
病院直行

定期的に
皮膚科
や眼科を
受診している

部活・サークル
活動だけが
入院・手術

歯科
治療

受診後に支払った医療費（保険適用分に限る）の半額を
給付（口座振込）します。年度の給付限度額は6万円です。

山口大学

学生健康保険組合

本組合は、学生が疾病や負傷、歯科での診療を医療機関で受けたとき、支払った医療費の一部を医療給付金として支給するとともに、学生の保健衛生の啓発活動を行い、修学目的達成に寄与することを目的としています。

大学の管轄のもとに、本学の学生が組合員として参画している互助共済組合です。

（山口大学学生健康保険組合については
こちらのページもご覧ください。）



お問い合わせ先（083-933-5612）

学生健康保険組合の事業

医療給付金	<p>疾病や負傷、歯科診療での治療に要した医療費（保険適用の自己負担金）の2分の1を給付します。</p> <p>通院・入院とも1日目の診療から対象となります。</p> <p>1年度間の医療給付金限度額は、60,000円です。</p>
弔慰金	組合員が死亡したとき、ご遺族に10,000円給付します。
返還金	退学等により本学の学生でなくなったときは、本人の請求により次年度以降の組合費を返還します。
その他	学内で実施される学生定期健康診断におけるレントゲン撮影に係る費用を補助します。

組合への加入は、組合費を払い込むことによってできます。

組合員となった学生は「医療給付金請求書」を提出することにより、医療給付金を受けることができます。

～医療給付金を受け取るには～

医療給付金請求書様式の入手

「医療給付金請求書」の様式（エクセル）は、山口大学HPの学生健康保険組合のページからダウンロードしてください。

山口大学HP ⇒ 在学生の方 ⇒ 学生生活の手引き ⇒ 各種手続き ⇒ 保険・年金 ⇒ 学生健康保険組合

※印刷した様式は、
学生支援課⑩窓口、
健康科学センター、医学部
学務課、常盤キャンパス
学部事務部学務課の
各窓口でも入手できます。

「山口大学学生健康保険組合」
でも検索できます

医療給付金提出先（持参又は郵送）

吉田地区：学生支援課⑩窓口
小串地区：医学部学務課
常盤地区：常盤キャンパス学部
事務部学務課

受診

医療給付金
請求書
記入

提出

請求者（学生）記入欄

記入ミスに注意！
印鑑忘れずに！

医療機関記入欄

診療医の証明をもらう
または医療機関発行の領収書
を提出でも可
処方薬の領収書も提出する

受診月の3ヶ月後の10日まで には提出してください。

受診月を含め3ヶ月前までのものは請求
できます。
4ヶ月以前のものは請求できません。

「医療給付金請求書」は1医療機関、1ヶ月ごとに1枚必要です。

お問い合わせ先（083）933-5612

組合への加入

「医療給付金」を受け取るには、組合費の納入による組合への加入が必要です。入学時に卒業・修了年次までの組合費を一括して納入します。

「払込取扱票」に金額、入学者氏名、入学年度、学部、学科(課程)及びご依頼人欄に、おところ(実家または下宿)、保護者または入学者氏名、電話番号(携帯電話も可)を記入の上、組合費を添えて入学手続き期間中に郵便局で払い込んでください。

年度途中での加入の際の「払込取扱票」については組合事務までお問い合わせください。

組合員証の発行はいたしませんので、郵便局での払込時に渡される「振替払込受領証」を大切に保管してください。

区 分	組 合 費
人文学部・教育学部・経済学部・理学部・工学部・情報学部 医学部保健学科・農学部・国際総合科学部・ひと・まち未来共創学環 (3年次編入は2年分5,000円)	10,000円(4年分)
医学部医学科・共同獣医学部 (2年次編入は5年分12,500円)	15,000円(6年分)
修士課程	5,000円(2年分)
博士前期課程・専門職学位課程	5,000円(2年分)
博士後期課程	7,500円(3年分)
医学博士課程・博士課程	10,000円(4年分)
研究生等	2,000円

- * 休学等で、所定の修業年限を超えるときは、組合費を改めて追加納入していただくこととなります。(払込取扱票に記入された情報は、本組合への加入申し込み手続き及び組合業務に係る連絡にのみ使用するもので、その利用目的以外の目的に利用することはありません)

医療給付金の請求

医療給付金は、「医療給付金請求書」にて請求してください。請求書の受領と提出場所は下記のとおりです。郵送でも受領します。

	受 領 場 所	提 出 場 所
吉田キャンパス	学生支援課・健康科学センター	学生支援課⑩窓口
常盤キャンパス	常盤キャンパス学部事務部学務課	(同左)
小串キャンパス	医学部学務課	(同左)

- * 「医療給付金請求書」は、山口大学のホームページ→「在学生の方」→「学生生活の手引き」→「各種手続き」→「保険・年金」→「学生健康保険組合」からダウンロードすることもできます。
- * 複数の病院等の医療機関や院外処方による保険薬局での支払については合算することができますが、請求書は1医療機関での1ヶ月の診療につき1枚必要です。
- * 長期間の入院・通院の場合は治療が終了してからではなく、1ヶ月毎に請求してください。
- * 修業期間内であれば、休学中でも請求できます。郵送でも受け付けます。
- * 受診した月の翌月10日までの提出が原則ですが、受診月の3か月後の10日が最終期限です。
(長期入院、医療機関での証明が遅れた等で提出できない場合、また提出失念などは3ヶ月分の診療分まで受け付けます。) 3ヶ月分をまとめて提出することもできます。
- * 診療月の翌月10日までに提出された分については、その月の月末に給付(振込)します。
10日以降に提出された分については、翌月末に給付します。

医療給付金請求書

学生（請求者）記入欄	必要事項を記入し、押印してください。 振込先を指定し、記入間違いに注意してください。
医療機関記入欄	医療機関での証明または領収書の提出が必要です。 院外処方薬については領収書も提出してください。

医療機関での文書料・証明料に関しては医療給付金の対象外です。証明書料がかかる場合は、「医療機関証明欄」は請求者が症状、病名と医療機関名を記入し、医療機関の領収書（学生氏名、保険点数、領収額、領収印が記載されてあるもの。コピー可）を添付して請求することができます。

請求書に記入された情報は、医療給付金振込業務のために利用されます。また統計調査のために利用する場合がありますが、そのほかの目的には利用されません。

医療給付金の支払い事例

風邪を引いて1回受診。病院で保険適用の医療費1550円を支払い、院外薬局で薬代を800円支払ったとき $1,550円 + 800円 = 2,350円$ ↓ $2,350円 \div 2 = 1,170円$ 給付（10円未満切り捨て）	虫歯治療で、1ヶ月に4回通院。 保険適用の自己負担分を 計7,000円支払ったとき ↓ $7,000円 \div 2 = 3,500円$ 給付	部活動でけがをして入院・手術で約15万円支払ったとき ↓ 60,000円給付 (保険適用分のみが対象) (1年度間給付限度額)
---	---	---

給付の対象とならないもの

- * 健康保険が適用されないもの（健康診断、各種文書料、美容整形、予防接種、入院時室料、歯科矯正、整体、眼鏡・コンタクトレンズ（処方のための診察については給付対象）等）
- * 交通事故、労災等で自動車賠償責任保険、その他第三者負担等によって医療費の支払いを受ける場合

振込手数料

振込手数料として、1回の振込につき振込手数料の一部負担額していただきますが、下記の金額を差し引いた額を振り込みます。

振込額によって変更することがあります。

指定医療機関	振込手数料負担額
山口銀行湯田支店	無料
山口銀行本・支店	110円
ゆうちょ銀行	90円
他銀行・信用金庫等	165円

（令和7年12月末現在）

不明な点があれば、学生支援課内組合事務までご連絡ください

(083) 933-5612

Yamaguchi University Health Insurance Association Information

This association contributes to the learning objectives of Yamaguchi University students, ensuring a spiritual wellbeing by providing financial relief for the cost of medical treatment of illness and/or injuries for all Yamaguchi University students (undergraduate, graduate and research students) who join the program. After reading the procedures below,

please complete the procedures to become a member at the Post Office.

1. How to join

You can apply to become a member at the Post Office by filling in the university entrant's name and other necessary information on separate forms (payment form, and proof of payment form), and paying the membership fee. As a general rule, you are requested to pay the membership fee as part of university entrance procedures when you enter the university.

Please keep the proof of payment slip issued by the Post Office in your safekeeping, as no membership card will be issued.

This association is a voluntary insurance organization, so you can enter it in addition to other optional insurance programs.

It is presumed that all members of this association are members of the National Health Insurance Program or Social Insurance Program.

2. Membership fee

The annual membership fee is ¥2500, payable every year until the time of graduation or completion.

If the member's university period is extended due to illness, injury or overseas study, etc, an additional ¥2500 per year should be paid. (If that period is less than one year, payment of the full year's fee is required).

Classification	Duration	Fee
Graduate student		
Master's program	2 years	¥5,000
Doctoral program	3 years	¥7,500
Doctoral program	4 years	¥10,000
Research student	1 year	¥2,000

3. Coverage and payment

1. Medical treatment coverage

Covers half of the cost of unavoidable medical expenses (those expenses that the insured applicant has individually paid). (Annual limit: ¥60,000)

2. Condolence money

Provides a condolence benefit of ¥10,000 in the case of death of the member.

3. Fee restoration

In the case of university withdrawal, the membership fees from the following year will be returned at the member's request.

* Payment will be made to the nominated bank account. A transaction fee of ¥300 will be charged for each transaction made.

4. How to obtain medical reimbursement

Members who have paid fees at medical institutions as a result of illness or injury, are requested to obtain a "medical reimbursement request form" from one of the following university departments. Students of Yoshida campus can obtain a form from the Student Support Division; Tokiwa campus students from the Welfare Division of the Faculty of Engineering; and students of Kogushi campus from the School of Medicine School

Affairs section. After filling in the necessary forms and submitting them to the necessary representative, reimbursement will be made.

As a fundamental rule, forms are to be submitted by the 10th day of the month after the medical consultation/ treatment was obtained. Reimbursement can not be made if requests are made three months or more after the service was obtained. On the "medical reimbursement form" it is necessary to have proof from the hospital regarding the cost of medical expenses paid in a one month time frame and the name of the diagnosis.

For further information, please contact the Health Insurance Association Representative, Student Support Division, Yamaguchi University.

TEL: (083)933-5612

国立大学法人山口大学学生健康保険組合規約

第1章 総則

第1条 本組合は、国立大学法人山口大学学生健康保険組合（以下「組合」という。）と称する。

第2条 組合は、組合員の修学目的達成に寄与するため、互助共済の精神に則り、組合員に対し、疾病・負傷の保険給付及び薬剤の支給並びに学生定期健康診断における胸部レントゲン撮影の補助等を行うとともに、保健衛生の啓蒙活動を行うことを目的とする。

第3条 組合の所在地は、山口市吉田1677-1山口大学学生支援部学生支援課に置く。

第2章 組合員

第4条 組合は、次に掲げる組合員をもって組織する。

- （1）学生（学部・学環学生及び大学院生をいう。以下同じ。）
- （2）研究生、専攻生、特別研究学生、特別聴講学生及び科目等履修生（以下「研究生等」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、当該各号の定めるところによる。

- （1）入学当初から病気療養のため休学した者の休学期間中は、組合員としない。
- （2）社会保険又は国民健康保険の被保険者又はその被扶養者でない者は組合員としない。
- （3）社会保険又は国民健康保険の被保険者又はその被扶養者であって社会保険又は国民健康保険から医療費の全額給付を受けることのできる者は、組合が確認の上、組合員としないことができる。

第5条 組合員の資格は、学生については、入学する月の初日から卒業又は修了する月の末日までとし、研究生等については、研究または履修を許可された期間とする。ただし、所定の組合費を納入していない者は、組合員の資格を有しない。

2 組合員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その翌日から組合員としての資格を失うものとする。

- （1）死亡したとき。
- （2）退学又は転学したとき。
- （3）その他本学の学籍を失ったとき。

第3章 役員及び顧問

第6条 組合に、次の役員を置く。

組合長	1名
理事長	1名
副理事長	1名
理事	若干名
監事	若干名

第7条 組合長は、学長をもって充て、組合を代表する。

第8条 理事長は、教育学生担当副学長をもって充て、組合長

の命を受け、組合の事務を掌理する。

第9条 副理事長は、学生支援部長をもって充て、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

第10条 理事は、次の各号のとおりとする。

- （1）各学部及び学環の教学委員会委員のうちから各1名
- （2）総務企画部総務課長
- （3）学生支援部教育支援課長
- （4）学生支援部学生支援課長
- （5）健康科学センターの教員から1名
- （6）組合員から選出された学生

2 前項第6号の理事の選出方法については、次表のとおりとする。

役員の定数

学部・学環・研究科	定数
人文学部 教育学部 経済学部 理学部 医学部 工学部 情報学部 農学部 共同獣医学部 国際総合科学 ひと・まち未来共創学環	各2名
人間社会科学研究科・教育学研究科・東アジア研究科 医学系研究科 共同獣医学研究科 創成科学研究科・技術経営研究科	各1名

3 理事長は、理事のうちから常任理事として学生支援部学生支援課長を指名し、組合の事務を処理する。

第11条 監事は、次に掲げる者をもって充て、組合の会計を監査する。

- （1）各学部（医学部、常盤キャンパス学部事務部を除く。）及び学環の事務長
- （2）医学部、常盤キャンパス学部事務部の各学務課長
- （3）組合員のうち、吉田地区に所在する研究科の専攻に在籍する大学院生から選出された者1名

第12条 第10条第1項第6号及び第11条第3号の規定による学生及び大学院生の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充で就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 組合に顧問を置く。

2 顧問は、各学部長、学環長及び健康科学センター長がこれに充たり、重要事項について組合長の諮問に応じる。

第4章 理事会

第14条 組合の運営に関する必要な事項を審議するため、組合に理事会を置く。組合の総会は、理事会をもってこれに代える。

第15条 理事会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 組合運営に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 規約等の制定、改廃に関する事項
- (4) その他必要な事項

第16条 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって組織する。

第17条 理事長は、理事会を招集し、その議長となる。

第18条 理事会は、構成員の2分の1以上の出席によって成立する。

2 議事は出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第5章 給付

第19条 組合員は、組合員の資格を有した翌日以降の医療経費に対して、これを給付する。

第20条 組合員の疾病又は負傷による医療の経費は、その100分の50を給付する。ただし、年間を通じて組合員1人に給付する最高金額は60,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、保険適用外の医療経費については、これを給付しない。

3 社会保険又は国民健康保険の被保険者又は被扶養者たる組合員に対しては、診療等に要した経費から社会保険又は国民健康保険からの給付額を差し引いた自己負担額についてこの規約により給付を行う。

4 第1項及び第3項の医療費の査定は、社会保険診療報酬点数表に準拠して行う。

第21条 組合員が死亡した場合は、その遺族に弔慰金を支給する。

第22条 医療給付金は、社会保険又は国民健康保険の指定を受けた医療機関等において受診したものでなければ給付しない。

第23条 医療費の請求は、所定の医療給付金請求書によるものとする。

第6章 薬剤の支給

第24条 薬剤の支給については、理事会において決定するものとする。

第7章 胸部レントゲン撮影の補助

第25条 学生定期健康診断における胸部レントゲン撮影の補助

については、理事会において決定するものとする。

第8章 会計

第26条 組合の経費は、組合費、寄付金及び預金利子等をもってこれに充てる。

第27条 組合費は、組合員1名につき年額学生2,500円、研究生等は2,000円とし、入学時に卒業又は修了年次までの組合費を一括して納入するものとする。ただし、年の中途中で加入する者にあつては、加入時に一括して納入するものとし、その期間が1年未満のときは、1年として計算する。

2 第4条第2項各号に該当していた事由がなくなった者は、組合費1年につき2,500円の割合で納入するものとし、その期間が1年未満のときは、1年として計算する。

3 組合員が標準修業年限を超えて在学するときは、その超える修業年限について、組合費を1年につき2,500円をあらためて納入するものとし、その期間に1年未満の端数が生じるときは、1年として計算する。

第28条 組合員が第5条第2項第1号に該当したときはその代理人の請求に基づき、第5条第2項第2号及び第5条第2項第3号に該当したときは本人の請求に基づき、翌年度以降に係る当該組合員の既納の組合費を返還する。ただし、1年未満は返還しない。

第29条 組合の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第30条 会計報告は、毎年5月の理事会において行う。

第9章 補則

第31条 この規約に定めるもののほか、組合に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規約は、昭和35年4月1日から施行する。

この規約は、昭和35年度入学生から適用する。

組合の運営に関する細則は、別にこれを定める。

(令和5年改正以前の附則は記入を省略する。)

附則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附則

1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規約による改正後の国立大学法人山口大学学生健康保険組合規約第10条にかかわらず、人文科学研究科及び経済学研究科が存続する間、「人間社会科学研究科・教育学研究科・東アジア研究科」とあるのは、「人間社会科学研究科・人文科学研究科・教育学研究科・経済学研究科・東アジア研究科」と読み替えるものとする。

附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

国立大学法人山口大学学生健康保険組合細則

第1条 この細則は、国立大学法人山口大学学生健康保険組合規約（以下「規約」という。）第31条の規定に基づき、国立大学法人山口大学学生健康保険組合（以下「組合」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

第2条 規約第10条第1項第6号に規定する理事の選出は、毎年5月上旬に行う。

第3条 規約第11条第3号に規定する監事の選出は、毎年4月下旬に行う。

第4条 規約第23条の規定による医療給付金請求書は、原則として受診した翌月の10日までに提出するものとする。ただし、止むを得ない理由がある場合は、3月以内の猶予を認めることができる。

第5条 組合は、医療給付の支払いをしたときには、所定の領収書を徴するものとする。

第6条 医療給付金は、毎月所定の日までに支払うことを原則とする。

2 医療給付金の組合員口座への振込手数料の一部として、1回の振込につき最高300円を組合員が負担するものとする。

3 医療給付金の振込金額が振込手数料の一部負担額以下の場合は給付しないものとする。

第7条 規約第26条に定める組合費の返還についての請求は、組合員としての資格を喪失した日から6月以内に行わなければならない。

2 組合員としての資格を喪失した後6月を超えたものは、その請求の権利を失うものとする。

第8条 規約第21条に定める弔慰金は、10,000円とする。

第9条 組合費は、医療給付金及び組合の運営費に充てることを原則とする。

第10条 組合の運営費は、組合長の指定する金融機関に預金するものとし、その預金口座は常任理事名とする。

第11条 組合の決算書は、毎年度末日において作成し、監事の意見を付して翌年度5月末日までに理事会の承認を得なければならない。

第12条 組合には、規約、財産目録、組合員台帳及び個人別給付金並びに金銭出納簿等の必要な帳簿等を備えなければならない。

第13条 組合の所定の様式は、次のとおりとする。

払込通知書（山口大学学生健康保険組合加入書に代わるもの）……………様式第1号

医療給付金請求書……………様式第2号

第14条 この細則に定めるもののほか、組合の運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て組合長が定める。

附 則

この細則は、昭和35年4月1日から施行する。

（平成15年4月1日改正以前の附則は記入を省略する）

附 則

この細則は、平成16年5月26日から施行し、この規則による国立大学法人山口大学学生健康保険組合細則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

1 この細則は、平成17年5月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

2 改正後の細則第6条第2項及び第3項の規定については、平成17年7月1日以後に受診した医療費にかかる医療給付金について適用する。

附 則

この細則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年5月31日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。